

性犯罪・性暴力被害者支援交付金

資料 2 - 2

《内閣府男女共同参画局》

平成30年度予算額 187百万円
(平成29年度予算額 163百万円)

目的

- 政府では、行政が関与する「性犯罪・性暴力被害者支援のためのワンストップ支援センター」(以下「支援センター」という。)の設置を促進しており、第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日閣議決定)において、平成32年までに各都道府県に最低1か所の成果目標を設定している。(H30. 7. 2現在 45都道府県)
- 本交付金は、支援センターの早期設置及び運営の安定化を図るため、都道府県による支援センターの整備等に係る取組を支援し、被害者支援に係る取組の充実を図ることを目的とする。

概要

- ◆ 交付先 : 都道府県
- ◆ 対象経費 : 都道府県が負担した ①相談センターの運営費等※、②被害者の医療費等、③拠点病院化の経費
※【新】関係機関との連携強化に要する経費、被害者の法的支援に要する経費を対象に追加
【拡】広報啓発等に要する経費の拡充
- ◆ 交付率 : 対象経費の1/2(「被害者の医療費等」は1/3)
- ◆ その他 : 他の国庫補助制度を適用可能な場合は、他制度優先(本制度の優先利用や他制度との二重交付は不可)

事業スキーム

